

ガスのご契約に関する重要事項説明書

一般契約・選択約款（家庭用）

本書は、当社にガス使用のお申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい重要な供給条件について記載したものです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約の詳細については、当社の一般ガス供給約款、各種選択約款（家庭用）及びガス工事約款に定めており、当社ホームページでご確認いただけます。

説明後、お客さま確認欄	説明後、説明者記入欄	
重要事項について、説明・書面交付を受け、理解しました。	契約年月日	(西暦) 年 月 日
(署名)	使用開始予定日 (決定している場合記入)	(西暦) 年 月 日
	供給地点特定番号 (お客さま番号)	003-0000000-

●ガス小売事業者のお問い合わせ先

金沢エナジー株式会社

石川県金沢市下本多町六番丁11番地

登録番号：F0002

電話番号：金沢エナジー コールセンター ☎ 0570-001874

【受付時間】9:00～17:30（1/1～1/3は除きます）

ホームページ：<https://kanazawa-ge.co.jp/>



ガスのご契約に関する重要事項

1. ガス使用の申し込み、ご契約の成立及び契約期間

- (1) お客様は、当社所定の様式により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときにご契約が成立いたします。
- (2) 申し込みは、当社の事務所等といたします。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (3) 選択約款（家庭用）に基づく契約（以下「選択契約」といいます。）の契約期間は、契約が成立した日から解約した日までといたします。

2. ガスの使用開始日

ガスの使用開始日は以下のとおりといたします。

- (1) 引越し等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合は、原則としてお客様の希望する日といたします。
- (2) ガス小売事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した後に到来する3に定める定例検針日の翌日といたします。

3. ガス使用量及び料金の算定方法

- (1) ガスの使用量は、原則として、毎月1度当社が予め定めた検針を行う日（以下「定例検針日」といいます。）に検針し、算定いたします。
- (2) 料金の算定期間は、原則として、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間を1か月として算定し、新たにガスの使用を開始した場合等は、日数に応じて日割計算を行うことがあります。
- (3) 料金は、原則として、基本料金と従量料金の合計といたします。なお、従量料金は、基準単位料金を原料価格の変動に応じて毎月調整した額（以下「調整単位料金」といいます。）に、使用量を乗じて算定いたします。

割引なしの場合	基本料金 + 従量料金(調整単位料金 × ご使用量)
割引ありの場合	基本料金 + 従量料金(調整単位料金 × ご使用量) - 割引額※ ※割引額 = [基本料金 + 従量料金] × 割引率 ただし、割引上限額は、2,200 円/月といたします。

- (4) お客様に適用するガスの料金表は、（別表）料金表を参照ください。

4. 料金のお支払い等

- (1) 料金は、当社の指定した金融機関に、口座振替、払い込み又はクレジットカード払いのいずれかの方法により、毎月お支払いいただけます。
- (2) 料金の支払義務は、当社が検針結果に基づき料金計算を行った日の翌日（以下「支払義務発生日」といいます。）から発生いたします。

- (3) お客様が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、原則として、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客様の口座から引き落とした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- ③ ガス使用契約の解約において、料金の算定期間が解約日の直前の定例検針日の翌日から解約日までの期間となる場合

- (4) 延滞利息は、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合（算定の対象となる本体料金 × 支払期限日の翌日から支払いの日までの日数 × 0.0274パーセント）を乗じて算定して得た金額といたします。（1円未満の端数は切り捨て）なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を差し引いたものといたします。
- (5) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。支払期限日を経過してもなおお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。

5. お客様からのお申し出による契約の変更及び解約

- (1) お客様が希望された選択契約を適用する場合で、契約成立日（当社が申し込みを承諾した日）から1年を経過しないで他の選択契約への変更を申し込まれた場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
- (2) 過去に契約成立日から1年を経過しないで、解約又は一般ガス供給約款に基づく契約（以下「一般契約」といいます。）への変更をされ、同一需要場所において再び選択契約を申し込まれた場合で、その適用開始日が、過去の選択契約又は一般契約への変更をされた日から1年を経過していない場合は、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。

6. 当社からの申し出による契約の変更及び解約

- (1) 当社が法令等の改正その他事由に基づき、民法第548条の4に定める定型約款変更規定により、お客様の了承を得ることなく一般ガス供給約款及び選択約款に基づく契約内容を変更することがあります。この場合、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により、お客様にお知らせいたします。
- (2) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。
 - ① お客様が一般ガス供給約款及びお客様が適用を受ける選択約款に反する場合
 - ② 支払期限日を過ぎてもなお料金のお支払いがない場合等一般ガス供給約款の規定に基づいて供給停止したお客様で、当社の指定する期日までにその理由となった事実を解消しない場合

- ③ 当社の責めによらない事由により、ガスの供給継続が困難な場合
- ④ お客さまが当社へ連絡することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合

7. 供給するガス

当社が供給するガスの熱量、圧力及び類別は、以下のとおりです。

熱 量	標準熱量・・・46.0 メガジュール 最低熱量・・・44.4 メガジュール
圧 力	最高圧力・・・2.5 キロパスカル 最低圧力・・・1.0 キロパスカル (最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)
類 別	13A

8. 工事費等の負担

- (1) ガス工事をお申し込みされる場合は、当社が定めるガス工約款に基づき、当社にお申し込みしていただきます。
- (2) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。なお、契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内容の変更等により、お客さま所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- (3) ガスメーター及び負荷計測器は、原則として当社所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (4) 供給管は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担いたします。ただし、お客さまのお申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (5) お客さまのガス使用又はガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事や延長工事等を行う場合で、その工事費が当社の負担額を超えるときは、その差額をお客さまに負担していただきます。

9. 保安に対するお客さまの協力等

- (1) お客さまは、当社がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力していただきます。
- (2) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さま構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (3) 当社は、検針や検査及び調査のための作業、供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業、ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設又は消費機器の使用場所に

立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉栓して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、速やかに適切な処置を講じます。
- (5) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、当社に通知していただきます。
- (6) 当社は、ガス使用契約が解除された後も、ガスメーター等当社所有の既設供給設備を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。
- (7) お客さまは、ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。

10. 供給又は使用の制限等

当社は、災害等その他の不可抗力が生じた場合、ガス工作物に故障が生じた場合、ガス工作物の修理その他施工のため特に必要がある場合は、ガスの供給を制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。

11. 供給施設の保安責任

当社は、お客さま所有の供給設備について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

12. 各選択約款（家庭用）の適用条件

各選択約款（家庭用）の適用をご希望される場合の適用条件は、以下のとおりといたします。

【家庭用高効率給湯契約】

給湯能力が 60 号以下の高効率給湯器をご使用のお客さまで、次のいずれかの条件を満たす場合にご契約いただけます。

- ① 専用住宅で、給湯能力が 60 号以下の高効率給湯器を使用し、ガス使用量を 1 個のガスメーターで算定する場合
- ② 併用住宅の居住部分で、給湯能力が 60 号以下の高効率給湯器を使用し、その居住部分におけるガス使用量を 1 個のガスメーターで算定する場合

【家庭用ガス温水暖房契約】

温水暖房システムを使用する温水機器（床暖房、ルームヒーター、浴室暖房乾燥機など）をご利用のお客さまで、次のいずれかの条件を満たす場合にご契約いただけます。

- ① 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を 1 個のガスメーターで算定する場合
- ② 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガス使用量を 1 個のガスメーターで算定する場合

- ③ 併用住宅の業務部分に設置し、業務部分における温水暖房システムのガス使用量を居住部分のガスメーターにより算定する場合

【家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約】

食器洗い乾燥機をご利用のお客さまで、次のいずれかの条件を満たす場合にご契約いただけます。

- ① 専用住宅で、食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続して使用し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合
- ② 併用住宅の居住部分で、食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続して使用し、その居住部分におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合

【家庭用衣類乾燥機契約】

衣類乾燥機をご利用のお客さまで、次のいずれかの条件を満たす場合にご契約いただけます。

- ① 専用住宅で、衣類乾燥機を使用し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合
- ② 併用住宅の居住部分で、衣類乾燥機を使用し、その居住部分におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合

【家庭用コージェネレーションシステム契約】

家庭用コージェネレーションシステムをご利用のお客さまで、次のいずれかの条件を満たす場合にご契約いただけます。

- ① 家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅でご使用される場合
- ② ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が、700W以上5kW以下である場合

【家庭用ガス暖房契約】

ガスファンヒーター、ガストーブ等を専用住宅又は併用住宅で使用されるお客さまで、1需要場所において設置するガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下である場合にご契約いただけます。

13. その他

- (1) 上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める一般ガス供給約款及び選択約款によります。なお、一般ガス供給約款及び選択約款は、当社のホームページから確認いただけます。
- (2) 従前のガス小売事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。
- (3) クーリング・オフにより契約を解約された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときは、ガスの供給を停止することがあります。

- (4) 当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は、当社のプライバシーポリシーをご確認ください。
- (5) 契約の変更・解約その他お問い合わせは、表記の当社お問い合わせ先までご連絡ください。

裏面もご確認ください

(別表) 料金表

- 適用条件等の詳細は、当社ホームページを参照ください。
- ガス料金は、基本料金と従量料金（調整単位料金×使用量）の合計額に消費税等相当額を加算した金額となります。割引が適用されるご契約については、合計額より割引額を差し引いた額に消費税等相当額を加算した金額となります。なお、1か月のご使用量が0m³の場合は割引の適用は行いません。
- 調整単位料金は、毎月基準単位料金に平均原料価格の変動を反映した原料費調整額を加減し決定いたします。

一般料金

消費税等相当額を含む

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
C	20m ³ をこえ60m ³ まで	915.20円	257.246円
D	60m ³ をこえ130m ³ まで	1,076.90円	254.551円
E	130m ³ をこえる	1,760.00円	249.293円

割引制度	
なし	

家庭用高効率給湯契約

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
C	20m ³ をこえ60m ³ まで	915.20円	257.246円
D	60m ³ をこえ130m ³ まで	1,076.90円	254.551円
E	130m ³ をこえる	1,760.00円	249.293円

割引制度	
高効率給湯器	: 3%割引
高効率給湯器+コンロまたは暖房機器	: 4%割引
高効率給湯器+コンロ+暖房機器	: 5%割引
※1か月の割引上限額: 2,200円	
※暖房機器: 温水暖房システムまたはストーブ	

家庭用ガス温水暖房契約 (いいGぶらん)

適用条件: 温水暖房システムを使用する温水機器 (床暖房、ルームヒーター、浴室暖房乾燥機など) をご利用の場合

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	10m ³ をこえ15m ³ まで	744.70円	265.771円
C	15m ³ をこえ20m ³ まで	823.90円	260.491円
D	20m ³ をこえる	3,239.50円	139.711円

割引制度	
高効率給湯器	: 3%割引
高効率給湯器+コンロまたはストーブ	: 4%割引
高効率給湯器+コンロ+ストーブ	: 5%割引
※1か月の割引上限額: 2,200円	

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約 (サラちゃんぶらん)

適用条件: 食器洗い乾燥機にガス給湯器を接続してご使用の場合

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	[冬期以外]10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	[冬期以外]10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
C	[冬期以外]20m ³ をこえる	2,575.10円	174.251円
D	[冬期]10m ³ まで	680.90円	272.151円
E	[冬期]10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
F	[冬期]20m ³ をこえ60m ³ まで	2,207.70円	192.621円
G	[冬期]60m ³ をこえる	3,615.15円	169.169円

※冬期以外: 4~11月検針分、冬期: 12~3月検針分

割引制度	
高効率給湯器	: 3%割引
高効率給湯器+コンロまたは暖房機器	: 4%割引
高効率給湯器+コンロ+暖房機器	: 5%割引
※1か月の割引上限額: 2,200円	
※暖房機器: 温水暖房システムまたはストーブ	

家庭用衣類乾燥機契約 (ふんわりぶらん)

適用条件: 衣類乾燥機をご利用の場合

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	[冬期以外]10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	[冬期以外]10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
C	[冬期以外]20m ³ をこえる	2,575.10円	174.251円
D	[冬期]10m ³ まで	680.90円	272.151円
E	[冬期]10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
F	[冬期]20m ³ をこえ60m ³ まで	2,207.70円	192.621円
G	[冬期]60m ³ をこえる	3,615.15円	169.169円

※冬期以外: 4~11月検針分、冬期: 12~3月検針分

割引制度	
高効率給湯器	: 3%割引
高効率給湯器+コンロまたは暖房機器	: 4%割引
高効率給湯器+コンロ+暖房機器	: 5%割引
※1か月の割引上限額: 2,200円	
※暖房機器: 温水暖房システムまたはストーブ	

家庭用コージェネレーションシステム契約 (マイエコぶらん)

適用条件: 家庭用コージェネレーションシステム (エネファーム、エコウィル) をご利用の場合

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	[冬期以外]15m ³ まで	680.90円	272.151円
B	[冬期以外]15m ³ をこえる	3,107.50円	110.374円
C	[冬期]25m ³ まで	680.90円	272.151円
D	[冬期]25m ³ をこえる	4,400.00円	123.387円

※冬期以外: 4~11月検針分、冬期: 12~3月検針分

割引制度	
なし	

家庭用暖房契約 (冬得ぶらん)

適用条件: ガスファンヒーター、ガスストーブ等をご利用の場合

料金表	1か月のご使用量	基本料金	基準単位料金
A	[冬期以外]10m ³ まで	680.90円	272.151円
B	[冬期以外]10m ³ をこえ20m ³ まで	744.70円	265.771円
C	[冬期以外]20m ³ をこえ60m ³ まで	915.20円	257.246円
D	[冬期以外]60m ³ をこえ130m ³ まで	1,076.90円	254.551円
E	[冬期以外]130m ³ をこえる	1,760.00円	249.293円
[冬期]冬期以外の平均使用量以下		A~E表を適用	
F	[冬期]冬期以外の平均使用量をこえる分	325.05円	170.500円

※冬期以外: 4~11月検針分、冬期: 12~3月検針分

割引制度	
なし	